



Title	＜史料紹介＞戦国末期から近世初期の平野郷関係史料について
Author(s)	本城, 正徳
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1980, 13, p. 49-65
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48005
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

史料紹介

戦国末期から近世初期の平野郷関係史料について

本 城 正 徳

一

大阪大学文学部には含翠堂文庫で知られる摂津国住吉郡平野郷（現在大阪市平野区）の土橋家文書が所蔵されている。同家文書は一九四九年に当主土橋保高氏より本学部に寄贈されたものであり、すでに『含翠堂（土橋）文庫目録』（大阪大学附属図書館、一九七一年）の刊行をみている。この目録に整理されているとおり、同家文書の内容は、含翠堂関係史料と平野郷関係史料に大別することができる。このうち前者については、梅溪昇・脇田修氏編『平野含翠堂史料』（清文堂、一九七三年）として、その主要な史料の公刊がなされているところである。しかしながら、後者については、脇田修氏『戦国末期、平野郷郷民の連判状』（『日本史研究』一二七号、一九七二年）および今井修平氏『平野郷土橋家記録』（『日本都市生活史料集成』第十巻、学習研究社、一九七六年）によって、わずか

四点の文書が紹介されているにとどまり、そのほとんどが未発表のままとなっている。

これら平野郷関係の未発表史料のうちには、土橋家が同郷惣年寄役を勤める家柄であったため、数多くの興味深い史料が含まれているが、ここでは、そのなかから戦国末から近世初期にかけての計八点の文書をあらたに紹介することとしたい。その事由の第一は、この時期の平野郷関係史料自体の希少性にある。この時期の平野郷史料としては従来より末吉文書・東末吉文書等の存在が知られているわけであるが、史料制約は大きいといわねばならず、以下あらたに紹介する土橋家文書の関連諸研究における今後の活用が期待されるのである。ついで事由の第二は、これらの文書が戦国末期におけるいわゆる自治都市平野郷の内部構造・構成にかかわる内容を含んでいる点にある。この期の平野郷については、周知のごとく、その自治都市的性格をめぐる豊田武氏、原田伴彦氏等の研究があり、また近年においては、中部よし子氏、脇田修氏によつて近世統一権力との関連から問題の深化がはかられているところである。⁽²⁾しかしながら、この期の平野郷における内部構造・構成という問題に関しては、これら諸先学による研究においても必ずしも十分な説明がなされているとはいいがたく、その意味からも、本史料の紹介は一定の意味をもつもののように思われるのである。

以下、まず各文書の全文を紹介し、ついで若干の解説ないし検討を加えることにしたい。なお、土橋家文書に含まれるこの時期の史料の一括的紹介という本稿のもつ目的から、脇田氏前掲論文によつて紹介されている二点の文書についても、あわせ収録していることを予めお断わりしておきたい。⁽³⁾

〔史料1〕

賣渡申畠之事

合畠大者 字主樂寺

在撰州住吉郡平等院杭全庄之内ニ也

東八畠 南八畠

限四至

西八畠 北八大道

右件畠元者市村助次郎雖為先祖相傳之

私領依有今要用直錢拾貫文ニ流ノ弥次郎殿之

御か、様へ永代賣渡申處明白実也但於本

役者御宮田也斗子ニ四斗宮所へ納候者也

此外無他役下地也若於後日遽乱輩出来者

可為罪科者也仍後日支證文如件

天文七年 戊戌 平野市村
 七月五日 助次郎（花押）

賣渡申畠之事

合畠大者 字主樂寺

在撰州住吉郡平等院杭全庄内ニ也

東八畠 南畠

限四至

西八畠 北大道

右体畠元者流村宗欣雖為先祖相傳之

私領依有今要用直錢拾貫文ニ流市

兩村中江永代賣渡申處明白実也

但本役者宮田斗子ニ四斗宮所へ納

候者也此外無他役下地也本文書相そへ候

若於後日遽乱輩出来候ハ、可為罪科

者也仍後日支證文如件

天文拾七年 戊戌 流村
 申九月九日 宗欣（花押）

〔史料3〕

賣渡申田地之事

〔史料2〕

新在家 新
東助衛門 西
老ヶ所 北

南

右此田地今用要有ニヨリ銀子拾八匁ニ永代賣
申処明白美正也此年賣地下へ四斗七升六合

納申候後日之證文如件

慶長八卯十一月廿八日

次衛門（花押）

祭御中

参

右此田地今用要有ニヨリ銀子四拾五匁ニ

永代賣申所明白美正也此年賣

地下へ老石一斗二升七合五勺納申候後日之

證文如件

流作場

慶長八年卯十一月三日 久衛門（筆軸印）

流

口入与五郎（筆軸印）

流市

祭御中

参

〔史料4〕

賣渡申田地之事

廿そう

老ヶ所

東道

てい

西四郎衛門

流

南

北与七郎

〔史料5〕

借用申銀子之事

利平老メ文也

合札五拾三匁老分

右之銀子借用申処明白美正也

（後筆）（辰カ）
「此地甲」ニあめや助衛門へ賣」

何時成共御用次才ニ返弁可申仍
後日證文如件

慶長十八丑年九月七日
今在家
総衛門

請人 市 宗茂（花押）

御祭中

まいる

〔史料6〕

定

一 御祓御振舞朝飯迄非衆停止

御汁ニ菜ニ御酒貳通可為惣菓子

一種事

一 麦寄可為同前之事

一 御神事非衆停止之事

右条々衆儀如件

元龜貳辛未年九月八日
流村 市村

〔史料7〕

流村御神事入目事

上五人 人別六十三文ツ、三百十五文
中五人 人別五十四文ツ、二百七十文
下二人 人別四十四文ツ、八十八文

合六百七十六文内

八日

四十文 もちおしき代 もち四十まい

同日

卅文 さかなの代 さかな十せん

合七十文

メ六百六文 可給候

米人別壹斗四合二勺 十二人

合壹石二斗五升四勺内

八日

八日

四斗 もち 二斗 さけ

メ六斗五升四勺 可給候

子八月八日 公文代

嫌可申付而各一味同心仕候為
其連判仕候間聊不可有相違候
者也仍如件

成安善九郎

弘治三丁巳 歲七月十三日 長保(花押)

德成兵部丞

〔史料8〕

流村御被入目事

家信(花押)

上五人 人別百卅四文ツ、 六百七十文

成安甚左衛門尉

中五人 人別百貳拾四文ツ、 六百廿文

定次(花押)

下老入 人別百十三文ツ、 百十三文

善左衛門尉

合老貫四百六文 可給候

家次(花押)

麦人別四升老合ツ、 拾老入

德成甚十郎

合四斗五升老合 可給候

秀信(花押)

丑六月八日 公文代

次郎兵衛尉

安次(花押)

〔史料9〕

彦左衛門尉

當庄御代官本庄加賀守殿

長秀(花押)

七郎左衛門尉

正次(花押)

宗衛門尉

祐珍(花押)

九郎左衛門尉

長吉(花押)

以上拾七人 次才不同

惟継(花押)

五郎左衛門尉

長保(花押)

〔史料10〕

宗左衛門尉

家長(花押)

御下代平井四郎兵衛殿近年

源介

正長(花押)

于餘不謂儀盜之御仕立ニ候之間

与左衛門尉

茂雅(花押)

余人可然御下代ニ被仰付候へと蜂屋殿江
御訴訟可申候万一無御同心候者

弥兵衛尉

正次(花押)

条々之事

一此連判之衆中他言申間敷候

与三左衛門尉

正俊(花押)

但 上様蜂屋殿まで御耳 入

申間之事

一若長中へハ申詰半ニ旨趣披

露可申候若口おもき衆雖在

之涯分以遠近可申調候於其上
無御同心かた雖有之此連判之

衆中無後悔可申達之事

一蜂屋殿并吉田殿付者少も申分

無之の事

一此連判之内ニ自然他事ニ付而申

事雖出来候於此一儀聊以

逡返申間敷之事

一此一儀ニ若造作雖行候半ニ不

可有後悔之事

右条々為衆儀申定所

如件

道意(花押)

以上十一人判形也

三

一見して明らかなく、右の十点の文書は、売券証文關係の五点(史料1~5)、神事祭礼關係の三点(史料6~8)、代官・下代の排斥・忌避に関する連判状二点(史料9・10)の三群に大別される。このうち第三群の連

天正六_寸戊辰年五月六日

了真(花押)

清頓(花押)

祐音(花押)

道恵(花押)

紹可(花押)

道宇(花押)

玄可(花押)

宗祐(花押)

長綱(花押)

政相(花押)

判状二点については、前掲脇田氏論文において適切な紹介がなされている。したがって、ここでは、以下第一・二群の文書を中心に述べることにし、第三群についてはそれとの関連で若干の言及を行なうにとどめたい。

まず第一群の文書からみていこう。史料1・2は、天文年間の畠地の永代売渡証文である。両文書とも史料の状態で、充名部分を切り取った様子はなく、日付の後に充名を記載しない形式をとったものとみられる。さて、両文書は十年のひらきがあるが、本役・斗代・地名・四至等の記載からみて、同一畠地の移動関係を示すものと思われる。また、この畠地であるが、ともに「宮田」とあり、郷内のいずれかの神社の所属地であったことが知られる。「本役」のほかは「無他役下地」とあるところから、相当有力な神社であったと思われる。この時期の平野郷の状況からみて、おそらくは杭全神社の所属地であったと考えられる。史料2についてみれば、「流市両村中」が購入者となっている点が知られ、この事実はつぎの二点の意味において注目されよう。すなわちその二点とは、まず第一に、この事実から、この畠地は少なくとも天文十七年（一五四八）の場合、売買主体の下部に直接耕作者たる作家が存在しており、この買得は、畠地よりのなんらかの中間得分の委譲を示していると考えられる点である。ついで第二は、この時期においては流村市村の両村が平野郷内部にあって明らかに一つの結合単位を構成している点である。この両村による郷民よりの土地購入は、いわゆる惣有地の買得による集積を示すものとみることができよう。また、平野郷本郷は周知のごとく、野堂・流・市・背戸口・西脇・泥堂・馬場の七町からなるが、天文期のこの両文書では流村・市村と表現されている点は注意しておきたい。⁽⁴⁾ところで、土橋家文書に含まれる「雑記」によれば、「天文年中三好修理太夫様御知行所、松永様御地頭」とみえる。すなわちこの時期は、平野郷への畿内戦国大名権力の浸透期でもあったことが知られるわけだが、かかる支配関係のあり方との関連で、両文書にみえる「平等院杭

全庄」という記載についても注意しておいてよいであろう。

さて、平野郷は慶長三年（一五九八）に徳川家康の代官支配地となる。史料3・4・5は、この慶長期における田地売渡および銀子借用の証文である。それらはいずれも平野郷本郷、散郷（中野村・今在家村・新在家村・今林村）のうちにおける関係とみてよい。史料3・4は永代売による土地移動を示すが、年貢の「地下」への納入を規定している点⁽⁵⁾がまず注意される。家康は平野郷支配にあたって「往古由緒有之所ニ候間請納ニ可仕旨」を承認しているが、右の規定は、このいわゆる地下請の存在を示すものとみられるからである。ついで両史料において注意されるのは、田地の購入者が史料3では「祭御中」、史料4では「流市祭御中」となっている点である。この場合、「祭御中」が購入田地を直接耕作したとは思われず、「祭御中」は下部に直接耕作者をようし、当該田地よりの年貢以外のなんらかの中間得分を獲得したものとみるのが妥当であろう。平野郷における太閤検地は文禄三年（一五九四）に実施されているわけであるが、⁽⁶⁾両史料はいずれもそれ以降の時期に属するものであり、その意味からも、右の点は注目しておく必要があるといえよう。さて、史料5も郷民の「御祭中」よりの銀子借用を示す。三史料を通じてみえる祭中の実体は確定しがたいが、ここでは、史料4から明らかなごとく流村、市村が一つの単位として祭中という結合組織ないし関係を有していた点、および祭中は土地買得のほか金融機関としても機能していた点を確認しておきたい。なお、史料5では銀札が借用されており、平野郷においてはすでに慶長期に銀札流通がみられたことを示している。これは畿内における最も早い時期に属する銀札流通の事例として注目されるものであり、同時に平野郷における貨幣⇄商品経済活動の盛行を示唆するものとい⁽⁷⁾うことができる。

四.

つぎに第二群の祭礼関係史料に移ろう。史料6は、元亀二年（一五七二）の御祓・御神事についての定書三ヶ条である。本史料に示される祭礼がどの神社のものは、にわかには断定しかねるところである。しかしながら、平野郷内の二ヶ村による定書であること、その日付が九月八日となっていることから推して、平野郷の宗教的結合の中心をなし、かつ九月九日に祭礼の行なわれている杭全神社のそれである可能性が強い⁸⁾。ところで、平野郷は前年の元亀元年に織田信長より市津料・陣夫の赦免、徳政免許等をうけていることが知られる⁹⁾。すなわち、この元亀年間にはまさに統一権力としての織田政権の平野郷支配が貫徹しつつあった時期にあたるといえる。そして本史料は、このような状況下における平野郷の内部構造・構成に関する興味深い事実を提示するものといえる。その第一は、この定書が流・市両村の「衆議」として決定されている点である。その第二は、この衆議により明確に「非衆」の祭礼への参加を拒絶している点である。

まず第一点から検討してみよう。この時期の平野郷におけるいわゆる惣的結合が、七名家を中心とする惣年寄支配によって実現していたことはつとに諸先学によって指摘されているところであるが、この第一点は、少なくとも祭礼については、平野郷本郷の内部にさらにいくつかの組み合わせによる結合単位が存在していたことを示すものといえる。そして注意したいのは、この流・市両村の結合関係は、この元亀二年の祭礼時にのみ限定されるものではないという事実である。すなわちすでにみたごとく、両村は天文年間に郷中よりの土地買得を行なっているのである（史料2）。これらの諸事実は、戦国末期の平野郷においては、その結合関係のあり方に、全体としての惣的結

合のものにおけるいくつかの相対的に下位的な結合単位ないし組織の存在していたことを推察せしめるものといえよう。流・市両村の一体的な関係は、平野郷内部におけるこのような、いわば重層的な結合構造の一端を構成するものと考えられるのである。その際、両村の位置に注意しておく必要がある。すなわち、宝暦十三年（一七六三）の「摂州平野大絵図」によれば¹⁰、流町は本郷七町の南端に、また市町は北端に位置しており、両者は接続関係にはないのである。この点は、上述のごとき下位的な結合単位・関係のあり方を考える上で留意しておくべき事柄であろう。ところで、両村の結合関係は慶長期においても認められるものであった。それが史料4において「祭御中」と表現されていることはすでに述べたとおりである。そして、以上の文脈から注意されるのは、この祭中が慶長期においては決して一時的な組織ではなく、恒常的な両村の結合関係として機能していたとみられる点である。流・市両村が連名で祭礼についての定書を作成している元亀期との関係は早断しえないが、この両文書から、祭礼行為を軸としたところの両村の結合関係の維持ないし発展過程がよみとれるように思われるのである。

さて、さきの元亀二年定書の提示する第二の問題点に移ろう。それは祭礼に関する限り、郷民のうちに明確な階層性の存していたことを示す。祭礼行為に参加しうる衆と、それから排除された非衆の二階層がそれである。この衆とは当該神社―それはすでに述べたごとく杭全神社であったとみられる―の宮座構成員たる座衆を意味するものと考えられるが、右の二階層性は戦国末期における平野郷郷民の社会的身分的階層構成の一側面を示すものとして注目に値する。

この第二点にかかわって注目されるのが史料7・8である。「流村御神事入目事」「流村御祓入目事」という題目および史料内容、さらに字体・形式からみて、両文書は史料6と同一の祭礼に関するものである可能性がきわめて

強いからである。残念ながら両文書ともその作成年代は確定しえない。しかしながら、ともに「流村」と表現されていることからみても、戦国末期を大きくはずれない時期に作成されたものと考えてよいであろう。とまれ、まずその内容からみておこう。史料7は、もち代・さかな代等をさしひいた御神事経費計六百六文と米が流村の計十二人に対して「公文代」より給付されたことを示す。また、史料8は、御祓経費計一貫四百六文と麦が流村の計十一人に対して同じく「公文代」より給付されたことを示している。したがって、両史料より、まず祭礼の経済的負担の側面については、「公文代」なるものがその宰領にあたっていたことが知られる。この「公文代」が何を示すかは不明であるが、おそらくは、祭礼行事上の特定の役名を示すか、あるいは、莊園制的な支配系列下の役職、したがって平等院杭全庄の下級莊官的存在であったかのどちらかであろう。かりに後者だとすれば、両文書は明らかに文禄三年の太閤検地以前のもとなり、さきの作成年代推定の一つの根拠となる。「可給候」という両文書に共通してみえる文言からみると、この後者の可能性が強いように思われる。が、両文書を通じてより注目したいのは、この祭礼経費が上・中・下の三段階にランクづけられて分配給付されている点である。家格やそれに反映されるであろう経済的地位、あるいは年齢別構成などが考えられるにせよ、この三段階が具体的にいかなる基準にもとづいて決定されたかは明らかではない。しかしながら、祭礼経費の給付という点からみれば、彼らは頭屋・頭役等の当該祭礼の主宰者的存在であり、したがって祭礼参加資格者の特定部分を構成していたものとみることができであろう。

以上、第二群の文書より読みとりうるところを述べた。今一度整理すれば、それは、戦国末期の平野郷においては、(1)全体としての惣的結合関係のもとにいくつかの下位的な結合単位ないし組織が存在するという重層的な結合

構造を有していたと考えられること、(2)郷民のうちに祭礼行為を媒介とする二階層（衆・非衆）が認められること、(3)その祭礼参加者たる衆のうちにも経費給付の三段階づけに表現される一定の階層性が存在していたこと、の三点に要約することができる。

五

つぎに、第三群の史料について若干の検討をおこなっておきたい。まずその内容であるが、史料9は三好氏の被官と推定される代官本庄加賀守を忌避した弘治三年（一五五七）の平野郷郷民十七名の連判状である。また史料10は、信長の支配下にあつた天正六年（一五七八）に下代平井四郎兵衛の改替を訴えた郷民十一名よりなる連判状である。この連判衆がともに七名家の同族集団としての性格が濃厚な有力郷民によつて構成されていることは、脇田氏の考証に明らかなところである。両文書の評価・位置づけ、および両文書より導き出される論点の提示についても、同氏の前掲論考にほぼつくされているといつてよい。ただ、本稿での問題関心からいえば、脇田氏も指摘されるところであるが、史料10に連判衆の「若長中」への配慮を示す一条がある点に注目しておく必要がある。すなわち、ここではまず、七名家の同族集団としての性格をもつ連判衆と、それとは別個に存在する「若長中」なるものの存在が知られるのである。そして、下代の改替要求という行為に端的に示される平野郷惣中の連帯・結合にあたっては、この「若長中」への働きかけと包摂を必要としている状況があり、それが連判衆を中心とする形で行なわれているのである。この「若長中」、すなわち若衆・長衆は、脇田氏も指摘されるごとく、宮座への入座年齢別構成による組織、すなわち平野郷の内部構成における宮座＝宗教的関係を前提とした組織であつたと考えてよいであ

ろう。この宮座は、おそらくは平野郷の宗教的結合の中軸をなす杭全神社のそれであつたと推察されるのであり、ここでは、明らかに政治的結合としての惣的結合と宗教的結合との一体的な関係を認めることができるのである。

以上、戦国末期から近世初期にかけての平野郷関係史料十点を紹介し、あわせて戦国末期における平野郷の内部構成・構造という問題に焦点をしばりつつ若干の考察を行なつた。最後に、本稿で紹介した史料から導き出しうる限りではあるが、これまでの考察の総括として、この期における平野郷内部構造の全体的なあり方を再構成しつつ提示しておくこととしたい。

まず、戦国末期における平野郷の内部構造は、大別して二系列の側面によつて編成されていたものと考えられる。その一は、複数の村を単位とする相対的に下位的な結合組織を有するところの重層的な結合構造である。これは、惣的結合組織におけるいわば全体的結合―地域的結合（必ずしも適切な表現ではないが）の系列と整理することができる。その二は、杭全神社の宮座―宗教的結合関係を前提としたところの社会的身分的な結合構造の系列である。この系列からいえば、惣的結合としての平野郷惣中の構成員は宮座構成員たる座衆によつて占められ、それ以外の郷民は非衆として排除されたものと考えられる。そして、座衆内部にも入座年齢別に構成された若衆・長衆の区別があり、さらに祭祀経費給付の三段階のランクづけに表現されるなんらかの階層性が存在していた。つぎに、これら両系列の關係についてみれば、そこには密接かつ重複的な關係が認められる。すなわち、結合組織としての重層的構造―第一の系列と宗教的結合關係を前提とした社会的身分的結合構造―第二の系列の相互補完的な關係によつて、この時期の平野郷全体としての惣的結合が編成されていたのである。そしてそれは、七名家の同族集団たる連判衆によつて統括されるという構造をもつ。上位権力に対する平野郷惣中としての意志表明がこの連判衆の名によ

って行なわれていることはこの関係を裏付ける。また、本稿で紹介した十点の文書がいずれも七名家の一員たる土橋家に所蔵されており、かつ同家が本来市町の長たる性格を有し代々市町に居住していた事実からみて、おそらくは、この七名家を中心とした連判衆は座衆に属しており、また、下位的単位たる地域的結合組織においても重要な機能を果していたものと思われるのである。

右の総括は、本稿における考察から描き出しうる限りでの大まかな見取り図であり、不明確な部分を残したままの一つの試論にすぎないことはいうまでもない。とくに、二系列の相互関係の具体的なあり方、および杭全神社の宮座の内部構成については、十分に検討される必要がある。⁽¹²⁾しかしながら、この戦国末期における平野郷の内部構造・構成という問題は、この期における平野郷の自治結合、自治都市としての性格づけの問題と密接にからむ問題であり、一つの重要な論点をなすと考ええる。それゆえ、あえて右のごとき試論の提示を試みたわけであるが、問題のより本格的な全般的な説明が期待される。本稿が、研究進展の一助ともなれば幸いとするとところである。

注

- (1) 豊田武氏「平野と末吉家」、『歴史学研究』一七号、一九三五年、『日本の封建都市』(岩波書店、一九五二年、原田伴彦氏『中世に於ける都市の研究』(大日本雄弁会講談社、一九四二年)、『日本封建都市研究』(東京大学出版会、一九五七年)等。
- (2) 中部よし子氏『近世都市の成立と構造』(新生社、一九六七年)、脇田修氏『近世封建制成立史論』(東京大学出版会、一九七七年)。なお、この期をふくむ平野郷の全般的沿革、地誌としては『平野郷町誌』(平野郷公益会、一九三二年)がある。
- (3) 史料の紹介にあたっては、改行は原本のままとし、できるかぎり原本の体裁を伝えるよう努めた。校訂者の注記は

- (一) でつつみ、後からの加筆は「^(後筆)」で示している。なお、本稿で紹介する十点の文書は、別置されていた関係上、いずれも前掲『含翠堂(土橋)文庫目録』には未収録のものである。
- (4) 今井氏前掲論考に紹介されている「雑記」によれば、おそくとも元和初年には七町として成立していたことが知られる。
- (5) 元禄七年(一六九四)「由緒書」(末吉文書、京大影写本)。
- (6) 脇田氏前掲書、一八三頁。
- (7) 近世初期の畿内における銀札流通については、当面、作道洋太郎氏『近世日本貨幣史』(弘文堂、一九五八年)参照。
- (8) 今井氏前掲論考に紹介されている「年中行事役用集」によれば、「同日(九月九日―引用者注)当社(杭全神社―同注)御祭り」とある。
- (9) 元亀元年九月二日付平野庄宛蜂屋頼隆判物、同年十月日付平野庄中宛信長朱印状(ともに東末吉文書、京大影写本)。なお、脇田氏前掲書、一七八―一八五頁参照。
- (10) 前掲『平野郷町誌』に所収。
- (11) 竹田聰洲氏『村落同族祭祀の研究』(吉川弘文館、一九七七年、四〇頁参照。また、中世の宮座研究としては、萩原龍夫氏『中世祭祀組織の研究』(吉川弘文館、一九六二年)があるが、本稿作成においても、同書に多くの示唆をうけた。
- (12) 杭全神社の宮座については曾根研三氏「杭全神社宮座の研究」(『国学院雑誌』四〇巻六号、一九三四年)がある。この論考では宮座組織の政治的機能が指摘されており注目されるが、同社の座衆を一貫して七名家に限定して把握されている点は再検討してみると必要があると考ええる。